(b) 著作者、実演家、制作者、開発者又は配信者が他方の締約国の者であるデジタル・プロダクトに対し、著作者、実演家、制作者、開発者又は配信者が第三国の者である同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならない。

3 1及び2の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 第九・七条（サービスの貿易―適合しない措置）又は第十四・十条（投資―適合しない措置及び例外）の規定に基づいて締約国が採用し、又は維持する適合しない措置

(b) 第十六章（知的財産）に抵触する範囲

(c) 政府調達

(d) 締約国又は公的企業が交付する補助金（贈与、公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）

(e) 第九・二条（サービスの貿易―定義）に定義する政府の権限の行使として提供されるサービス

4 1及び2の規定は、締約国が、第九・七条（サービスの貿易―適合しない措置）又は第十四・十条（投資―適合しない措置及び例外）の規定に基づく措置（視聴覚及び放送の分野における措置を含む。）を採用し、又は維持することを妨げるものではない。

注釈　この条のいかなる規定も、貿易関連知的所有権協定第四条の規定に基づく両締約国間の権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

第十三・五条　国内規制

1 各締約国は、自国が採用し、又は維持する措置が、電子商取引又はその発展を不当に禁止し、又は制限しないことを確保する。

2 いずれの締約国も、電子的な取引を規制する措置であって次に掲げるものを採用し、又は維持してはならない。ただし、そのような措置を自国の法令に規定し、及び合理的、客観的かつ公平な態様で実施する場合は、この限りでない。

(a) 取引（契約を含む。）が電子的な通信によることのみを理由として、当該取引の法的効力、有効性又は実施可能性を否定する措置

(b) 異なる形態の技術の間において差別する措置

3 各締約国は、電子商取引に関連する新たな規制を作成するに当たり、産業界の主導による電子商取引の発展の重要性を考慮する。

4 各締約国は、電子商取引を円滑化するため、民間部門により自主的な規制（行動規範、モデル契約、指針及び実施確保の仕組みを含む。）が採用されるよう奨励する。

第十三・六条　電子署名

1 いずれの締約国も、電子署名を規制する措置であって次に掲げるものを採用し、又は維持してはならない。

(a) 電子的な取引の当事者が当該取引のための適切な電子署名の方式を相互に決定することを禁止する措置

(b) 電子的な取引の当事者に対し当該取引が法的な要件を満たしていることを裁判所において証明する機会を与えることを妨げる措置

2 1の規定にかかわらず、締約国は、自国の法令に定めがある場合には、高度な信頼性及び安全性が必要な取引について、真正の証明の方式が特定の安全基準を満たすこと又は自国の法令に従って認定された当局によって認証されることを要求することができる。

3 各締約国は、適当な場合には、国際的に受け入れられている基準に基づく電子署名の利用を奨励する。

4 両締約国は、可能な場合には、いずれかの締約国が発行し、又は承認する電子署名の相互承認に向けて協力する。

第十三・七条　消費者の保護

1 両締約国は、電子商取引を利用する消費者に保護を与える措置であって他の形態の商取引を利用する消費者に与えられる保護と少なくとも同等の保護を与えるもの及び電子商取引に対する消費者の信頼の向上に資する措置を採用し、及び維持することの重要性を認識する。

2 両締約国は、消費者の保護を促進するため、電子商取引に関連する消費者保護の活動について責任を有するそれぞれの権限のある当局の間における協力の重要性を認識する。

第十三・八条　個人情報の保護

1 各締約国は、電子商取引の利用者の個人情報を保護するための措置を採用し、又は維持する。

2 各締約国は、電子商取引の利用者の個人情報を保護するための基準を作成するに当たり、関係国際機関の関連する国際的な基準及び規準を考慮する。

第十三・九条　貿易実務に係る文書の電子化

1 各締約国は、貿易実務に係る文書の全てについて、公衆による電子版の利用を可能なものとするよう努める。

2 各締約国は、電子的に提出される貿易実務に係る文書について、当該文書が書面により提出された場合と法的に同等なものとして受理するよう努める。

3 各締約国は、貿易実務に係る文書の電子化について定める施策を策定するに当たり、国際機関の主催の下で作成される国際的な基準又は方式を考慮する。

4 両締約国は、電子的に提出される貿易実務に係る文書の受理を促進するため、二国間で及び国際的な場において協力する。

第十三・十条　協力

1 両締約国は、適当な場合には、電子商取引の発展を促進するため、地域的な及び多数国間の場において協力し、並びにそのような場に積極的に参加する。

2 両締約国は、適当な場合には、情報及び経験（電子商取引に関する法令及び最良の慣行についてのものを含む。）であって、特に、消費者の信頼、サイバーセキュリティ、要求されていない商業上の電子メッセージの防止、知的財産、電子政府、個人情報の保護及び電子署名に関連するものを共有する。

3 両締約国は、中小企業が電子商取引を利用するに当たって直面する障害を克服するために協力する。

4 各締約国は、適当な場合には、自国内の非政府機関が電子商取引（その安全な利用を含む。）を促進する活動を奨励する。

5 両締約国は、相互に関心を有する適当な場合には、電子商取引における詐欺的又は欺まん的な商慣行に対する法律の執行において、各締約国の法令に従い、協力するよう努める。

第十四章　投資

第十四・一条　適用範囲

1 この章の規定は、締約国が採用し、又は維持する措置であって、次の事項に関するものについて適用する。

(a) 他方の締約国の投資家

(b) 対象投資財産

(c) 第十四・九条の規定の適用の対象となる全ての投資財産であって、当該措置を採用し、又は維持する当該締約国の区域内にあるもの

2 第十四・十五条の規定を除くほか、この章の規定と他の章の規定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該他の章の規定が優先する。